

星野豊『信託法』(信山社、2011年)

【INTRODUCTION & APPENDIX】

【更新履歴】

2011年 8月 8日 本書の表紙・裏表紙・奥付を掲載、目次を改訂
本稿の序を改訂
参考文献を1件追加

2011年 5月 31日 本稿を公開

つくばリポジトリへの序

本稿は、2011年7月に信山社より刊行された、星野豊『信託法』（以下、単に「本書」という）についての紹介と、必要な補訂を行うものである。

本書の具体的内容については、本書自体をぜひ御覧いただきたいが、ごく概括的に本書の特徴について説明すると、信託に関する理論的観点と、現行信託法及び平成18年改正前信託法（本書では「旧信託法」と呼んでいる）の解釈との関係を、体系的に考察したものである。従って、本書は、信託法の体系書としての側面と、信託法理論の解釈に対する応用に関する研究書としての側面の双方を兼ね備えており、単に現行法令や従来判例学説を書き下して整理するものとは、外形的にも実質的にも、大きく様相を異にしている。

本書の特徴の1つは、信託法理論から導かれる理論的解釈と信託法の条文との関係を読者により明確に示すため、信託法の条文を該当箇所において注記した点にある。実際、特に現行信託法の条文は、やや過剰と思われる程細かな規定がある一方で、従来から実務で問題となる恐れのある事項について何も手当をしていない部分や、理論的に重要であるにもかかわらず、何の規定も設けていない部分が少なからずある。本書では、このような現行信託法に対する批判的検討を行う意味を含めて、上記のような構成を採用したうえで、議論の焦点を不明確にしないようにするため、他の論者の具体的な言説については、参考文献一覧において著書や論稿の存在を示すに留めた次第である。

しかしながら、上記のような構成を採用し、現行法の条文との対比が重要であるとすると、本書の出版以降において法改正がなされた場合の対処が、極めて大きな問題となる。実際、現行信託法が、改正時における信託銀行実務の具体的な行動指針を相当程度尊重しているものと考えられることからすれば、近い将来、現行信託法がさらに改正される可能性は、かなり大きなものと言わなければならない。その際、せっかく読者の理解に供するためとして注記した出版時における信託法の条文の存在が、かえって混乱の原因となっては心外である。

そこで、本書については、その特徴を紹介することを兼ねて、本稿において、法改正を典型とする議論の動向を随時追跡し、本書と本稿とを照合することによって、常に最新の情報に読者が接することができるようにすることとした。このことは、読者各位に若干の不便をおかけするものであり、この点に関してはお詫びのしようもないが、今後の日本においては、信託法に限らず、重要法令、基本法令を含めて、かなり頻繁に改正が行われ、その都度体系書の記述が変更されることは十分ありうることであり、

本書の読者各位に対する著者からの御礼の一環として、本稿による最新情報をも御参照いただければ幸いである。なお、本稿のURLは、本稿自体が改訂をされたとしても不変である分、参照される時期によって、本稿に記載されている内容が変更されている可能性があるため、読者各位におかれては、本書の内容の最終確認として、御面倒でも本稿の更新履歴を御確認いただければ幸いである。

本稿による本書の紹介と補訂については、筑波大学中央図書館の運営する「つくばリポジトリ」サイトの存在が絶対であり、担当者の方々には、本稿のデータ処理をはじめ多大な御協力をいただいた。また、本書を出版した信山社からは、読者各位が本稿を契機として本書に対する興味を持っていただくことができるための方法として、本書の表紙及び目次を本稿に転載することを、快く御承諾いただいた。さらに、本書の執筆に際しても、また、本稿の執筆に際しても、多くの方から御意見、御助言、御声援をいただいたことに改めて感謝申し上げ、今後の努力の糧とさせていただきたいと心より思う次第である。

2011年 8月 8日

星野 豊

【参考文献・追加】

小梁吉章『フランス信託法』(2011)

星野 豊

信託法

法律学講座

信託法の基礎知識と理論を解説!

信託法理論の解釈と条文の構造との関係を検討しながら、個別論点についての考え方を示した体系書



8039-01011 定価:本体3,400円(税別)

信山社



9784797280395



1923332034002

ISBN978-4-7972-8039-5

C3332 ¥3400E



本書の構成

第1章 信託の定義と特徴

信託の定義／信託の歴史と信託法制
／信託と信託類似法理／信託の理論
的特徴

第2章 信託の設定と信託財産

信託の設定／信託財産

第3章 信託の当事者

受託者／受益者／委託者／その他の
関係者

第4章 信託の管理と監督

受託者の権限／受託者の義務／受益
者の権利／委託者の権限／監督官庁

の権限／信託関係の公示／信託に関
する税制

第5章 信託と第三者の関係

信託関係に対する第三者の地位／信
託違反と第三者の責任／第三者に対
する受益者の責任

第6章 信託の変更と終了

信託の変更／信託の終了と継続

第7章 応用的信託の特徴

公益信託／商事信託／国際信託／知
財信託

目 次

第1章 信託の定義と特徴	I
第1節 信託の定義	I
(1) 信託の定義の多様性 (1)	
(2) 信託法上の定義規定 (3)	
第2節 信託の歴史と信託法制	8
(1) 英国における信託法理の形成 (8)	
(2) 裁判所制度改革と債権説の役割 (9)	
(3) 米国における信託法理の発展 (11)	
(4) 旧信託法の基本的特徴 (12)	
(5) 現行信託法の基本的特徴 (13)	
第3節 信託と信託類似法理	15
(1) 信託と信託類似法理との比較検討 (15)	
(a) 代理 (16)	(b) 間接代理 (16)
(c) 寄託 (17)	(d) 委任 (18)
(e) 会社 (18)	(f) 組合 (19)
(g) パートナーシップ (19)	(h) 権利能力のない社団 (20)
(i) 譲渡担保 (20)	
(2) 財産管理に関する裁判例と信託法の適用 (21)	
(a) 保険料専用口座の預金債権の帰属 (21)	(b) マンションの預託管理金に関する権利関係 (23)
(c) 後継ぎ遺贈の解釈 (23)	(d) 遺言執行者の受遺者選定権限 (24)
(e) 親子間の利益相反行為の解釈 (25)	(f) 公共請負工事の預託保証金の法律関係 (26)
第4節 信託の理論的特徴	28
(1) 信託の定義と信託の基本構造との関係 (28)	
(a) 信託財産二重領有説 (28)	(b) 債権説 (29)
(c) 英国の物権説 (受益者実質所有権説) (30)	(d) 米国の物権説 (31)
(e) 信託財産実質法主体性説 (32)	
(2) 信託の基本構造と信託の特徴との関係 (33)	

	(3) 信託の理論的特徴に関する本書の立場 (35)	
第2章	信託の設定と信託財産	37
第1節	信託の設定	37
(1)	信託の理論的成立時点 (38)	
(2)	信託の成立に関する当事者間の合意の効力 (40)	
第2節	信託財産	44
(1)	信託財産の概念 (44)	
(2)	信託財産の合同運用 (46)	
(3)	積極財産と消極財産 (49)	
(4)	階層的な信託関係 (51)	
(5)	信託財産の変動 (54)	
(6)	信託に関する相殺 (57)	
(7)	信託財産の独立性 (60)	
第3章	信託の当事者	66
第1節	受託者	66
(1)	受託者の適格 (66)	
(2)	共同受託者 (69)	
(3)	受託者の権限代行者 (73)	
(4)	受託者の地位の承継 (76)	
第2節	受益者	81
(1)	受益者の適格 (81)	
(2)	共同受益者・連続受益者 (84)	
(3)	受益者の候補者 (86)	
(4)	帰属権利者 (88)	
(5)	受益終了後の受益者 (90)	
(6)	受益権の譲受人 (92)	
第3節	委託者	95
(1)	委託者の適格 (95)	
(2)	委託者の地位の承継 (97)	

第4節	その他の関係者	98
	(1) 信託管理人 (98)	
	(2) 取引の仲介者 (100)	
第4章	信託の管理と監督	102
第1節	受託者の権限	102
	(1) 受託者の権限の理論的根拠 (102)	
	(2) 受託者の権限の第三者への委託 (104)	
	(3) 費用補償請求権 (107)	
	(4) 受託者の権限行使の効果 (112)	
	(5) 信託違反行為の効果 (114)	
第2節	受託者の義務	117
	(1) 受託者の義務の基本的性格 (117)	
	(2) 受託者の忠実義務 (118)	
	(3) 受託者の善管注意義務 (123)	
	(4) 受託者の情報開示義務 (126)	
	(5) 受託者の分別管理義務 (131)	
	(6) 共同受託者の義務 (134)	
	(7) 受託者の義務違反の効果 (137)	
第3節	受益者の権利	140
	(1) 受益者の権利の性格 (140)	
	(2) 受益者の権利の成立 (143)	
	(3) 受益者の監督権限 (146)	
	(4) 受益者の権利の譲渡 (151)	
	(5) 共同受益者の権利 (154)	
	(6) 連続受益者の権利 (155)	
	(7) 将来受益者と帰属権利者の権利 (157)	
	(8) 受益権譲受人の権利 (158)	
	(9) 配当終了後の受益者の権利 (159)	
第4節	委託者の権限	161
	(1) 信託関係における委託者の権限 (161)	

(2) 信託法における委託者の地位 (162)	
第5節 監督官庁の権限……………	165
(1) 裁判所の監督権限 (165)	
(2) 行政官庁の監督権限 (171)	
第6節 信託関係の公示……………	172
(1) 信託関係の公示の理論的意義 (172)	
(2) 信託財産の分別管理と信託関係の公示 (175)	
第7節 信託に関する税制……………	179
(1) 信託の基本構造から見た信託税制 (179)	
(2) 現在および今後における信託税制のあり方 (183)	
第5章 信託と第三者の関係……………	188
第1節 信託関係に対する第三者の地位……………	188
(1) 信託関係当事者と第三者との関係 (188)	
(2) 信託関係の明確化と第三者との関係 (190)	
第2節 信託違反と第三者の責任……………	192
(1) 信託違反行為と第三者の関係 (192)	
(2) 信託の基本構造と受益者の追及権 (194)	
(3) 受益者の追及権に関する議論の理論史的背景 (198)	
(4) 信託法上の受益者の追及権 (200)	
第3節 第三者に対する受益者の責任……………	204
(1) 受益者に対する第三者の権利 (204)	
(2) 信託の基本構造と受益者の責任 (207)	
(3) 受託者の免責と受益者の責任 (211)	
第6章 信託の変更と終了……………	213
第1節 信託の変更……………	213
(1) 信託条項の変更 (213)	
(2) 信託の併合 (216)	
(3) 信託の分割 (222)	

第2節	信託の終了と継続	230
	(1) 信託の終了 (230)	
	(2) 信託の清算 (232)	
	(3) 信託の継続 (236)	
第7章	応用的信託の特徴	238
第1節	公益信託	238
	(1) 公益目的の意義と監督官庁の権限 (238)	
	(2) 公益信託における受益権の性格 (241)	
	(3) 公益信託の現代的活用 (242)	
第2節	商事信託	244
	(1) 商事信託の定義と特徴 (244)	
	(2) 商事信託と現行信託法 (246)	
	(a) 受益権の証券化 (247)	(b) 受託者の責任限定 (250)
	(3) 商事信託法制のあり方 (253)	
第3節	国際信託	255
	(1) 国際信託の特徴 (255)	
	(2) 信託の準拠法選択 (257)	
第4節	知財信託	258
	(1) 知財信託の特徴 (258)	
	(2) 国際知財信託 (260)	
	参考文献	
	事項索引	
	条文索引	

<著者紹介>

星野 豊 (ほしの・ゆたか)

1968年 東京都生まれ

現在 筑波大学人文社会科学研究所准教授

専攻 民法・信託法

<著書>

『信託法理論の形成と応用』(信山社, 2004年)

法律学講座



信託法

2011 (平成 23) 年 7 月 12 日 第 1 版第 1 刷発行

8039-5 : P288 ¥3400E-013-100-100-020

著者 星野 豊

発行者 今井 貴・渡辺左近

発行所 株式会社 信山社

〒113-0033 東京都文京区本郷 6-2-9-102

Tel 03-3818-1019 Fax 03-3818-0344

info@shinzansha.co.jp

笠間才木支店 〒309-1611 茨城県笠間市笠間林 515-3

Tel 0296-71-9081 Fax 0296-71-9082

笠間来栖支店 〒309-1625 茨城県笠間市来栖 2345-1

Tel 0296-71-0215 Fax 0296-72-5410

出版契約 2011-8039-5-01010 Printed in Japan

©星野豊, 2011. 印刷・製本/暁印刷・渋谷文泉閣

ISBN978-4-7972-8039-5 C3332 分類 324.522-c009 信託法

JCOPY (®) (®) 出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、®) 出版者著作権管理機構 (電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, e-mail: info@copy.or.jp) の許諾を得てください。(信山社)